

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和7年10月8日

京都市会議長 下村あきら

第6条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 職員団体及び労働組合の業務による職員の職務に専念する義務の免除に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)